

鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和5年8月台風第7号により、路面流出等の被害を受けた森林作業道及び林業専用道（規格相当）を速やかに復旧することにより、計画的な森林施業と安定的な原木生産の実施、林地及び周辺環境の保全を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業は（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る別表第3欄に掲げる経費（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、原則として、事業の着手を希望する日の30日前まで行わなければならない。ただし、別表第1欄の森林作業路網災害復旧対策事業（県単事業）については、営業の継続性の観点からやむを得ないと市長が認める場合については、本要綱の制定前に既に着手している事業についても交付申請を認めるものとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 別表第1欄の森林作業路網災害復旧対策事業（国交付金事業）の交付申請については、本市が林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）に基づき行う決定前着手届提出日以降とし、前項の添付すべき書類に加えて様式第4号の誓約書を添付しなければならない。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額又は30%を超える減額
- (2) 対象路線の追加又は中止及び廃止

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の実績報告は、令和7年3月10日までに提出しなければならない。ただし、年度途中での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間とする。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

| 1 対象事業 | 2 事業実施主体 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 |
|--------------------------------|--|---|---|
| 森林作業路網災害 復旧対策事業 (県単事業) | 森林組合、林業事業体、（公財）鳥取県 造林公社、森林所有者であって、被災し た森林作業道及び林業専用道（規格相 当）の管理者又はその管理を委託された 者 | 令和5年8月台風第7号により被災した森林作業道及 び林業専用道（規格相当）の復旧に要する経費 ただし、対象となる復旧経費の下限は、1路線につき 10万円とする。 | 7 / 9 ただし被害額7,500千円以上の 団体については8.5 / 9 |
| 森林作業路網災害 復旧対策事業 (国交付金事業) | 林業事業体（ただし、鳥取県が定めた選 定経営体に限る。）、（公財）鳥取県造 林公社 | 令和5年8月台風第7号により被災した林業専用道 （規格相当）の復旧に要する経費 ただし、対象となる復旧経費の下限は、1箇所につき 40万円とする。 | 8.5 / 9 |

注) 1 採択基準

(1) 県単事業

対象となる森林作業道又は林業専用道（規格相当）は、次の要件をすべて満たすこと。

- ①全幅員が2.0m以上であること。
- ②台帳を整備していること。
- ③復旧内容が維持管理修繕・補修の範疇でないこと。深さが概ね15センチメートル未満の路面補修、幅50センチメートル程度の崩土除去は対象外とする。
- ④被災程度に対して過大な設計でないこと。
- ⑤甚だしく維持補修等の管理義務を怠ったことにより生じた災害でないこと。
- ⑥最大24時間雨量80mm以上、72時間連続雨量120mm以上又は次第時間雨量20mm以上による被害の復旧であること。
- ⑦早急に復旧に着手する必要等があること。

(2) 国交付金事業

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領の別表2のIの1の2の(1)の⑤に規定する要件を満たすこと。

2 事業の設計・積算

(1) 県単事業

- ①原形復旧を原則とするが、被災原因を十分精査し、復旧後に同様の損失を受けないよう、配慮して設計すること。
- ②対象経費は、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付12林野計第138号林野庁長官通知。以下「積算要領」という。）、森林整備保全事業標準歩掛の
制定について（平成11年4月1日付11林野計第133号林野庁長官通知）に準じて積算した経費（以下「標準経費」という。）とする。ただし、工事を請負に付し
た場合は、請負価格とする。なお、標準経費の積算に使用する単価は、土木工事実施設計単価表（鳥取県県土整備部）及び建設物価（（一財）建設物価調査会）を用い
ること。
- ③標準経費の積算に用いる間接費の算定については、次のとおりとする。

| | | | | | | | | | | | |
|---|-------|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
| 計 | 路線数計: | — | — | — | — | — | | | | | |

注) 備考欄に災害名(例:〇〇年〇月豪雨等)を記載すること。

3 事業完了予定年月日(事業完了年月日)
年 月 日

4 添付書類

- (1) 位置図(縮尺2万5千分の1程度)
- (2) 被災状況の写真(復旧完了している場合は、完了後の写真を含む)
- (3) 市長の被災証明書
- (4) 補助事業者が復旧工事を実施する場合は、(1)から(3)までの書類に加え、以下の資料を提出すること。
 - ア 見積書、契約書、積算書等、復旧に係る事業費が分かるもの
 - イ 復旧図面
 - ウ 台帳の写し
 - エ その他参考となる資料

5 他の補助金の活用の有無 (有・無) (注)「有」、「無」のいずれかに○をし、有りの場合は下表に記載すること。

| | |
|-------------------|--|
| 活用する補助金名 | |
| その事業内容 | |
| 当該補助金に係る問い合わせ先 | |
| 補助金を所管している部署名・団体名 | |
| 同上連絡先 | |

6 消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)
※いずれかに○をすること。

様式第2号（第7条、第10条関係）

森林作業路網災害復旧対策事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

| 区分 | | 予算額 (決算額) | — (本年度予算額) | — (差引増減) | 備考 |
|------------|------|--------------|---------------|-------------|----|
| 県単事業 | 県補助金 | | | | |
| | 市補助金 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 計 | | | | |
| 国交付金 事業 | 国補助金 | | | | |
| | 県補助金 | | | | |
| | 市補助金 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 計 | | | | |
| 合計 | 国補助金 | | | | |
| | 県補助金 | | | | |
| | 市補助金 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 計 | | | | |

2 支出

（単位：円）

| 区分 | | 予算額 (決算額) | — (本年度予算額) | — (差引増減) | 備考 |
|--------|---|--------------|---------------|-------------|----|
| 県単事業 | | | | | |
| | | | | | |
| | 計 | | | | |
| 国交付金事業 | | | | | |
| | | | | | |
| | 計 | | | | |
| 合計 | | | | | |
| | | | | | |
| | 計 | | | | |

様式第3号（第10条関係）

鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日

様

職 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | | | |
|---|-----------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 1にかかる補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 3 | 実績報告控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

※ 内訳は別表のとおり

別表

鳥取市森林作業路網災害復旧対策事業費補助金仕入控除税額集計表

(単位：円)

| 補助事業者 | 補助金の 確定額 (1) | (1)に係る 補助対象経費 (2) | (2)に含まれる 仕入控除税額 (3) | 確定した 仕入控除税額 (4) | 補助金返還 相当額 (4-3) × (1 ÷ 2) | 摘要 |
|-------|--------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------------|---------------------------------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

様式第4号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

様

住所：

氏名又は名称及び代表者名：

（補助事業者）は補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為をおこなわない旨を誓約いたします。